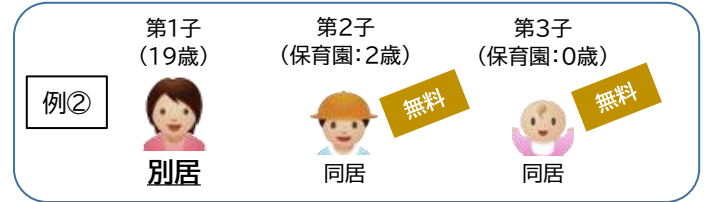
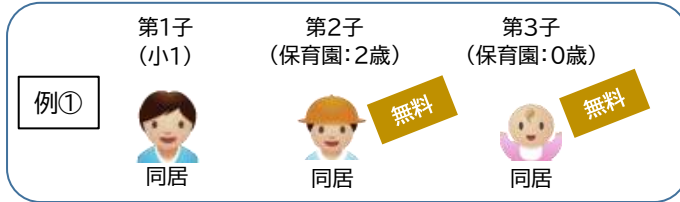


「第2子以降3歳未満児」の保育料負担軽減事業

● 大分にここにこ保育支援事業(認可保育園等を利用している児童)

「認可保育園」、「認定こども園」、「地域型保育事業所」に通園している「戸籍上第2子以降の3歳未満児」の保育料を無料(県と市が半額ずつ負担)にして、多子世帯の経済的負担軽減を図るための大分県独自の補助事業です。



1. 事業の対象となる児童

戸籍上第2子以降3歳未満児であることが確認できる児童が対象です。

2. 申請方法

新たに保育園の入園を申し込む際に提出していただく「教育・保育給付認定申請書」に、入園を希望する児童が戸籍上第何子なのかを記載していただくことで、大分にここにこ保育支援事業の申請も兼ねています。(継続して園を利用する児童は申請不要です。)

※すでに戸籍上第2子以降の児童が入園されていて、保育料を納付している方は、子育て支援課までご連絡ください。

3. 提出書類

入園を希望する児童が、住民基本台帳(住民票の情報)で戸籍上第2子以降であることが確認できない場合(世帯から独立し、別居しているなど)、父母いずれかの戸籍の全部事項証明(戸籍謄本)を提出していただくことがあります。

● 別府市にここにこ保育支援事業助成金(認可外保育施設を利用している児童)

家庭で保育が困難な事由があり、「認可外保育施設(市外の施設も対象)」を利用している「戸籍上第2子以降の3歳未満児」の保育料と給食費を月額35,000円を上限に助成(県と市が半額ずつ負担)し、多子世帯の経済的負担軽減を図るため補助事業です。

1. 助成の対象となる児童

下記の①～③のすべてに該当する児童が対象となります。

- ① 別府市に住民登録がある
- ② 戸籍上第2子以降3歳未満 ※3歳の誕生日を迎えて、最初の4月1日を迎えるまでは、「3歳未満」として取り扱い
- ③ 保護者が家庭で保育が困難(就労、就学、妊娠・出産など)なため、認可外保育施設(市外施設も対象)を利用している

2. 助成の対象になる経費と上限金額

- ① 助成対象経費・・・保育料、給食費
- ② 助成上限金額・・・月額35,000円 ※①と比較して安い金額が助成金額になります

3. 助成を受けるための流れ(概要)

- ① 市に事前に「助成対象者確認届」や「就労証明書」などを提出する
- ② 施設を利用して、利用料を支払う ※施設から領収書をもって保管しておく
- ③ 市に助成金交付申請(請求)を行う



4. 助成事業の詳細

助成事業の詳細については、別府市子育て支援課窓口または認可外保育施設でお配りする「別府市にここにこ保育支援事業助成金の申請のてびき」をご確認ください

問合せ先: 子育て支援課 電話: 0977-21-3099